

平成24年8月23日

有限会社 Coo&RIKU
代表取締役 大久保 延子 殿

公益社団法人 全国消費生活相談員協会
理事長 丹野 美絵



ご連絡

当協会が、平成24年6月15日付申入書において、貴社の使用する「Coo&RIKUペット売買契約書」（以下「契約書」といいます。）に対し、消費者契約法により無効である不当な条項の使用の停止及び改善・是正を求めている件について、貴社より、平成24年7月12日付け「ご連絡」というご回答を頂戴いたしました。ご対応いただきありがとうございます。

貴社からお送りいただいたご回答を踏まえて、次項以下に述べるとおり、当協会の意見を改めてお送りさせていただきます。

各項目については、次項以下に述べるとおりですが、現段階において、当協会の申し入れ内容と、貴社のご回答の内容において、主要な論点となっているのは次の2点と考えられます。

第1点は、貴社の売買契約において不特定物売買があるかどうか、貴社の売買契約書が不特定物売買に適用される場合があるかどうかの点です。この点については、現段階における当協会の見解を、主として1において述べさせていただきます。

第2点は、貴社において瑕疵担保責任を負うとされる場合及び内容が、具体的に明らかなでない点です。この点、現段階においては貴社の考えが明確でないながらも、現段階における見解を示させていただきます。しかし、この点については、本売買契約書の具体的条項や内容に則して、貴社の見解を明らかにしていただく必要があるかと存じますので、よろしくお願い致します。

今般貴社からは、条項の見直しを検討されている旨のご回答をいただきました。当協会の申し入れを機として、貴社が売買契約書の条項について、適切な見直しを図られることを要望いたします。

つきましては、平成24年9月25日までに、本ご連絡に対する回答を書面にて当協会まで送付いただきますようお願いいたします。なお、貴社からのご回答の有無及びご回答の内容は、消費者契約法27条に定める消費者に対する情報提供の一環として、当協会において公表することを申し添えます。

第1 使用停止を求めた事項について

1 第1の1「契約書第4条」について

(1) 当協会の指摘と貴社のご回答

当協会は、貴社の契約書第4条について、不特定売買の場合について債務不履行責任を追及できる期間を狭めるものであり、消費者契約法10条に違反する旨指摘いたしました。これに対して、貴社は、貴社のペット売買契約は例外なく特定物売買であり、不特定物売買の場合についての定めではないので、消費者契約法10条違反の問題は生じない旨ご回答されました。そして、貴社の売買契約が全て特定物売買であることの理由として、貴社では、ペットとして購入する方との売買契約しか締結しておらず、その際には、例外なく個性に着目して購入されているからだご指摘ご回答されています。

(2) 貴社のご回答について

貴社のご回答のとおり、ペットの売買契約では、実際には、ペットの個性に着目して売買することが多いと考えられますが、動物の種類や年齢等の条件に着目した売買もあり得るものと考えられます。例えば、秋田犬一匹を買いたいと思って訪れた客が、店に一匹しかいない秋田犬を購入する場合、その秋田犬を気に入ったから購入する場合（個性に着目した場合）もあれば、秋田犬一匹を買いたいと思って、秋田犬一匹を購入する場合（種類に着目した場合）もあり得ます。貴社のホームページを拝見しますと、貴社ではインターネット販売も行われているようですが、インターネット販売においては、むしろ不特定物売買に該当する契約も少なくないとも考えられます。

もとより、契約書第4条の文言は、「契約の完了により・・・この時点において特定物となる。」となっており、契約の完了により初めて特定物となると規定しています。この定めは、契約の完了前は、不特定物であることを前提としていると解するほかなく、規定の文言からは、不特定物売買の特定の時期を定めたものとは読むことができません。

従って、契約書第4条は、不特定物売買の場合について債務不履行責任を追及できる期間を狭めるものと考えざるをえません。

(3) 特定物売買に関する規定について

貴社は、契約書第4条は、ペットの売買契約が特定物売買であることを確認するものであるご回答されておりますが、そうであるとすれば端的に、当該契約は、売買契約の当初から目的物は特定しており、貴社が目的物に対して善管注意義務を負う特定物売買であることを明確に定めるべきものと考えられます。

(4) 貴社ご指摘の判例について

なお、貴社は、東京地判平成16年7月8日判決を例に挙げて、ペットの売買契約は全て特定物売買であるかのようなご主張をされておりますが、上記裁判例は、この事案のペットの売買契約が特定物を売買の目的とするものであると認定したにすぎず、全てのペットの売買契約が、特定物売買である（ペットの売買契約は、特定物売買しかありえない）と判示したわけではありません。個別の具体的事例について判断したものに過ぎませんので、貴社のご主張のようにこれをもって一般化することはできませんこと、念のため申し添えます。

以上の理由により、ご再考いただきたいと存じます。

2 第1の2「契約書第6条」について

(1) 当協会の指摘と貴社のご回答

当協会は、契約書第6条は、貴社の瑕疵担保に基づく損害賠償責任を全部免除するものであるとともに、買主の解除権も認めないものであるから、消費者契約法第8条1項5号及び同法第10条に違反する旨指摘いたしました。これに対して、貴社は、契約書第6条は、「引渡し完了後に当該ペット特記事項以外の瑕疵が確認された場合」に瑕疵担保責任を負わないのであり、それ以外の場合には瑕疵担保責任を負うので、瑕疵担保責任の全部が免除されることにはならず、消費者契約法第8条1項5号に反しないとされ、また、契約書の各条項を総合すれば、合理的な内容になっているので消費者契約法第10条に反しないとご回答されています。

(2) 責任を免除される場合が限られているとのご主張について

ア 「特記事項」の内容が不明確である

契約書第6条は、「引渡し完了後に当該ペット特記事項以外の瑕疵が確認された場合」に瑕疵担保責任を負わないと定めていますが、この条項については、そもそも「特記事項」が、「ペット売買契約内容」の頁の「特記事項」を指すのか、「Coo&RIKUペット売買契約書」の「特記事項／先天性疾患による保障制度」を指すのかが、明確ではありません。この点は明確にされるよう求めます。

イ 「特記事項」が「ペット売買契約内容」の頁の「特記事項」である場合

申入書に記載したとおり、「ペット売買契約内容」の「特記事項」に記載されている場合、貴社は、基本的に「隠れた」瑕疵にあたらぬことを理由に、民法570条の瑕疵担保責任は生じないと主張されるものと思われまます。他方で、「特記事項」に記載されていない瑕疵については、瑕疵担保責任を負わないと契約書第6条で定めています。いずれにしても、貴社は、瑕疵担保責任を負わないということになります。「特記事項」が「ペット売買契約内容」の頁の「特記事項」を指すのであれば、貴社が第6条の定めにもかかわらず瑕疵担保責任を負う場合というのはいかなる場合なのでしょう。具体的にお示しいただきたく存じます。

なお、消費者契約法8条1項5号においては、形式的に全部免除でなくとも、実質的に全部を免除するに等しいと評価できる場合には「責任の全部を免除する条項」に該当すると解されていることを、念のため申し添えます（落合誠一『消費者契約法』126頁、118頁）。

ウ 「特記事項」が「特記事項／先天性疾患による保障制度」である場合

貴社の主張される「当該ペット特記事項」が「特記事項／先天性疾患による保障制度」を指されている場合、この制度は、代替ペット（代替物請求）について定めたものであり、民法570条の瑕疵担保責任に基づく契約の解除及び損害賠償を定めたものではありません。すなわち、瑕疵担保責任とは全く別の制度です。また、ペットの売買契約においては、同種の目的物の給付が当然に「瑕疵のない代替給付」になるわけではないことは、先の申入書記載のとおりであり、ペットの売買契約においては、消費者契約法第8条第2項の適用がありません。従いまして、この制度の存在により、瑕疵担保責任の全部が免除されることにはならないという貴社の主張は成り立ち得ませ

ん。

(3) 契約書の各条項を総合すれば合理的な内容であるとのご主張について

ア 貴社のご回答内容が明確でないこと

また、貴社は、「契約書の各条項を総合すれば、瑕疵担保責任を負担する場面や上限金額を制限しているにすぎず、動物には何らかの先天的な欠陥がある可能性を否定できないという目的物の性質に照らして合理的な内容になっています。」とご回答されておりますが、貴社の契約書のどの条項に、貴社が瑕疵担保責任（契約の解除及び損害賠償責任）を負うと記載されているのでしょうか。あるいは、具体的にどのような場合に、貴社が瑕疵担保責任を負うと規定されているのでしょうか。具体的に明らかにしてください。

イ 貴社ご指摘の判例の事案について

なお、貴社があげられている参考判例について、念のため述べさせていただきます。

貴社ご指摘の参考判例は、結論において、消費者契約法第10条に違反しないと判示しています。この参考判例の判示は当該事案の結論としても疑問・批判のありうるところです。

この点をおくとしても、本件との関係では、そもそも同判例の対象となっている契約条項は、一定の範囲において売主が責任を負うことを明確に定めています。貴社の契約条項とは根本的に異なる内容のものであり、本件の参考とはなりえないものです。

また、ご指摘の参考判例が出された後、「動物の愛護及び管理に関する法律施行規則」が全面的に改正され、販売業者の説明義務が細かく規定されるなど、現在の動物の販売に対する法令は、大きく改められています。

以上のおおりに、参考判例の事例と貴社の売買契約は、その内容を異にするものであり、また関連法令の内容も異なっていることから、参考判例をもって、貴社のご主張の根拠とすることは困難と言わざるをえません。

3 第1の3「契約書第7条」について

(1) 当協会の指摘と貴社のご回答

当協会は、契約書第7条について、買主の解除権、不特定物売買の場合における代物請求権を認めないものであり、消費者契約法第10条に違反する旨指摘しました。これに対して、貴社は、「一定の範囲内において瑕疵担保責任を負うことは上記2のおおりに」とご回答されております。

(2) 貴社のご回答について

上記のおおりに、貴社のご回答は抽象的なご指摘にとどまっていますが、具体的にどのような場合に責任を負うのか、それは、どの条項に記載されているのかを明らかにしてください。

また、貴社がより分かりやすい表現を検討されていることは重要と考えますが、見直しの方向としては、売主の責任・買主の権利を明確な形で示すことが必要と考えられます。

(なお、売主の責任・買主の権利の内容が適切であることが必要なことは言うまでもありません。)

なお、貴社の売買契約は不特定物売買を想定していないとのご回答につきましては、本

書面の1で指摘したとおりです。

4 第1の4「契約書第8条」について

(1) 当協会の指摘と貴社のご回答

当協会は、契約書第8条について、治療費を全額買主の負担としている点は、損害賠償責任の一部免除の意義を有することから、消費者契約法第8条1項2号・4号・第10条に違反すると指摘しました。これに対して、貴社は、契約書第7条と同様にご回答されるのみです。

(2) 貴社のご回答について

この点に関しましても、貴社のご回答の「当該ペット特記事項の瑕疵」とはどの条項又はどの記載のことでしょうか、明らかにしてください。

また、規定の見直しに際しては、売主の責任・買主の権利を明確な形で示すことが必要です。(なお、売主の責任・買主の権利の内容が適切である必要があることは言うまでもありません。)

5 第1の5「契約書第10条」について

(1) 当協会の指摘と貴社のご回答

当協会は、契約書第10条について、買主が損害賠償責任を負うべき場合について買主に不利な内容であるので消費者契約法第10条に違反する旨指摘しました。これに対して、貴社からは、規定内容を見直す旨の回答をいただいています。

(2) 貴社のご回答について

貴社からのご回答では、例えば「民法等の関係法令に基づき」と加えた上で、「賠償額の算出方法は甲独自の方法によるものとする。」を削除するなど、よりわかりやすい表現とすることを検討するとされており、当協会の申し入れに対して一定のご理解をいただいたものと考えております。

しかしながら、貴社の意図が、民法等の関係法令よりも重い責任を買主に課すものではないとするならば、あえて契約書にこのような規定を置く必要はないものとも考えられます。この規定は、買主の責任のみを片面的に定めているものであること等に鑑みますと、かかる規定があること自体により買主に誤解を招く恐れがありますので、規定の削除を含めご検討ください。

6 第1の6「特記事項／先天性疾患による保障制度」及び第2の1「契約書第12条」について

(1) 当協会の指摘と貴社のご回答

当協会は、「特記事項／先天性疾患による保障制度」は、不特定物売買の場合について代物請求の範囲を限定するものであり消費者契約法第10条に違反する旨指摘しました。これに対して、貴社は、契約書第4条に述べたところを理由として、消費者契約法第10条に違反しない旨回答されています。貴社のご主張は、忖度するところ、貴社の売買契約はすべて特定物売買なので法律上代物請求が認められないところ、本規定により代物請求を創設的に認めたのであり、買主の権利を制限したものではないという趣旨と理解さ

れます。

(2) 貴社からのご回答について

上記の貴社の見解は、貴社の売買契約において不特定物売買は存しないことを前提とするものであり、この点については、本書面の1の部分で述べたとおりです。

なお、特記事項は、先天性疾患による保障制度について定めていますが、その保障の内容は極めて限定的であり、かつ、「生命保障」制度が併存していることに鑑みると、買主についてその保障内容は極めて分かりにくいと指摘せざるをえません。

第2 改善・是正を求めた条項について

1 契約書第12条について

貴社のご回答は必ずしも明確ではありませんが、貴社の売買契約において不特定物売買は存しないことを前提とするものと思われまます。

この点については、本書面の1で述べたとおりです。

2 第2の2「生命保障」について

貴社は、「当社の生命保障制度は、保障代金をリスク測定に応じて算定していない」ので、保険契約の要件である、保険料が一定の事由の発生の可能性に応じたものとして支払われるという要件を欠くので、保険契約には該当しないと回答されております。

しかし、貴社の「保障代金の設定」は、売買の対象となるペットの生体代金と保障期間に応じて設定されておりますところ、基本的には「リスク測定に応じた算定」がされているものとも考えられます。

また、貴社は、独自の生命保障制度に加入していただくことを前提として生体価格を低価格に設定していますので、ペットの販売に付随するサービス提供システムであるという意味でも保険とはいえないと回答されております。

しかし、貴社の生命保障制度における保障代金は、生体価格の15%から35%とされており、かなり高額にのぼっていることから、これを付随的なサービス提供というには無理があると思われまます。

また、独自の生命保障制度に加入することを前提に生体価格を低価格に設定しているのであれば、生命保障代金という名目の隠れた売買代金を徴収しているとの指摘もありうるところであり、消費者にとっては非常にわかりにくい、誤解を招く制度であるといわざるをえません。

以上のとおり、貴社の生命保障については、保険業法との関係も含め、ご再考いただきたいと存じます。

以上

(本件に関する連絡先)

〒108-8566 東京都港区高輪3-13-22 国民生活センタービル内
公益社団法人 全国消費生活相談員協会 消費者団体訴訟室

TEL : 03-3448-9736 FAX : 03-3448-9830